

一般社団法人日本ジュニアヨットクラブ連盟 定款細則附則

定款細則第3条第3項の登録クラブの負担金については下記の通りとする。

1. 登録クラブはそのクラブに所属するジュニアセーラーの人数1名につき1,000円の基準に従って負担金を納入するものとする。
2. 各登録クラブは、当該年度5月1日時点での各登録クラブ所属のジュニアセーラーの名簿を提出し、これに基づき前項の基準に従って各登録クラブの負担金額を納入するものとする。
3. 提出された各登録クラブ所属のジュニアセーラーの名簿記載の者は、連盟の主催する当該年度の大会、競技会の参加資格を得るものとする。
各登録クラブ所属のジュニアセーラーで名簿に記載されていない者については、当該大会又は競技会開催日以前に、文書で連盟事務局に連絡の上名簿の追加記載を申請し、負担金額を納入すれば参加資格を得ることが出来るものとする。
4. 本改訂は平成30年4月1日より施行する。

附則

1. この定款細則附則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 平成29年8月16日 改訂